丸亀市生涯学習人材バンク登録要項

令和4年6月28日制定令和6年4月1日改正

1 目的

この要項は、多様な生涯学習に対応した学びの機会の充実を図り、学んだ知識や技能を地域に 還元し、地域課題の解決等につなげていくことを目的とする「丸亀市生涯学習人材バンク登録制 度」(以下「人材バンク」という)に関して必要な事項を定めるものです。

2 登録要件

人材バンクに登録できる人は、次に掲げるすべての要件を満たすものとします。

- 1. 生涯学習活動に関する講師及び指導者として、ボランティア活動をする意思があること
- 2. 生涯学習に関する知識、技能、経験等があり、地域の方々の依頼に応じて指導等が可能であること

※免許や資格の有無は問いません。

- 3. 登録を申請した日の年齢が、満18歳以上であること
- 4. 政治、宗教、営利及び選挙活動等、公序良俗に反するような活動でないこと
- 5. 講師への謝金は原則1回あたり上限7,000円までとすること ※ただし、講師と利用者で合意がなされた場合はこの限りではありません。

3 登録申込方法等

人材バンクへの登録を希望する場合は、「丸亀市生涯学習人材バンク登録申込書(兼掲載承諾書) (様式第1号)」(以下「登録申込書」という)に必要事項を記入のうえ、メール、FAX、持参にて 丸亀市<u>まなび文化課</u>まで提出してください。申込書中※印のついている項目は、人材情報として 丸亀市ホームページ等において公表されます。なお、提出していただいた申込書は返却しません。

4 登録の完了

登録完了の連絡はしません。登録申込書に不備がある場合は問い合わせする場合があります。

5 登録期間

登録は年度ごとに行うこととし、登録期間は受付日の属する月の翌月1日から翌年度5月31日までとします。

6 登録情報の取り扱い

人材バンクに登録していただいた情報(以下「登録情報」という)を、市等において次に掲げる範囲で使用します。

- 1. 人材バンクに関する連絡のため
- 2. 登録者等への情報発信のため

- 3. 瀬戸内中讃定住自立圏域内(丸亀市、善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町)の自治体 及び市内コミュニティ、学校等と情報共有し、学びや体験活動に携わる実践人材情報とし て活用するため
- 4. その他連絡調整に必要なとき

7 登録情報の変更

登録情報に変更がある場合は、変更が生じた日から3か月以内に、「丸亀市生涯学習人材バンク登録(変更・抹消)届出書(様式第2号)」をまなび文化課まで提出してください。

8 登録の継続

翌年度も人材バンクへの登録継続を希望する場合は、有効期限が切れる前に新たな申込書を \underline{s} なび文化課まで提出してください。

9 登録の抹消

人材バンクからの登録抹消を希望する場合は、「丸亀市生涯学習人材バンク登録(変更・抹消) 届出書(様式第2号)」を<u>まなび文化課</u>まで提出してください。また、以下の項目に該当すると市 が判断する場合は、人材バンクから登録情報を抹消することができることとします。

- 1. 登録要件を満たさなくなったとき
- 2. 新たな申込書が提出されなかったとき
- 3. 活動の実態又は実績が認められないとき

10 人材バンク利用の流れ

人材バンクの登録情報を利用する場合は、以下の流れとします。

- 1. 登録者検索
- 2. 利用の依頼

依頼したい登録者がいる場合は、<u>まなび文化課</u>へ「丸亀市生涯学習人材バンク利用申込書(様式第3号)」を提出してください。

事前に電話で問い合わせしていただいても対応できます。(<u>まなび文化課</u>TEL0877-35-7628)

<u>まなび文化課</u>が講師に確認した後、依頼者に講師の連絡先を伝えますので、依頼者が日程、内容や謝金等について、講師と直接打ち合わせをしてください。

事業の実施後、利用者は「丸亀市生涯学習人材バンク活用事業実施報告書(様式第4号)」を<u>まなび文化課</u>へ提出してください。

11 留意事項

- 1. 登録しても活動依頼がかからない場合も考えられますので、あらかじめご了承ください。
- 2. 登録情報等の正確性及び目的への適合性等について、市が保証するものではありません。
- 3. 登録情報等に関し、登録者等と利用者との間に紛争が生じた場合は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとします。